

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 4 年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人孝樹会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岐阜県岐阜市桜通 1 丁目 2 番地

(3) 設立認可年月日 平成 8 年 12 月 4 日

(4) 設立登記年月日 平成 8 年 12 月 12 日

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	山本医院	岐阜県岐阜市桜通 1 丁目 2 番地	なし

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 11 月 25 日 令和 3 年度決算の決定

令和 5 年 9 月 30 日 新年度計画の件

様式 2

法人名 医療法人 孝樹会
 所在地 岐阜市桜通1丁目2番地

※医療法人整理番号

財 产 目 錄
 (令和5年9月30日現在)

1. 資 産 領	92,902 千円
2. 負 債 領	66,526 千円
3. 純 資 産 領	26,376 千円

(内 訳)

(単位 : 千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	59,944
B 固 定 資 産	32,958
C 資 産 合 計	(A + B) 92,902
D 負 債 合 計	66,526
E 純 資 産	(C - D) 26,376

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式26-1-4（旧法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人孝樹会

※医療法人整理番号

所在地 岐阜市桜通1丁目2番地

貸 借 対 照 表

(令和5年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	59,944	I 流動負債	5,889
II 固定資産	32,958	II 固定負債	60,637
1 有形固定資産	31,874	負債合計	66,526
2 無形固定資産	1,055	純資産の部	
3 その他の資産	29	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	0
		IV 評価・換算差額等	16,376
		純資産合計	26,376
資産合計	92,902	負債・純資産合計	92,902

様式26-2-2（診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人孝樹会

※医療法人整理番号

所在地 岐阜市桜通1丁目2番地

損 益 計 算 書
(自 令和4年10月1日 至 平成5年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	142,025
2 事 業 費 用	142,416
本來業務事業損失	391
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	
2 事 業 費 用	
附帶業務事業利益	
事 業 損 失	391
II 事 業 外 収 益	2
III 事 業 外 費 用	
經 常 損 失	389
IV 特 別 利 益	100
V 特 別 損 失	
稅 引 前 当 期 純 損 失	289
法 人 稅 等	72
當 期 純 損 失	361

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人孝樹会
理事長 山本典孝 殿

私は、医療法人孝樹会の令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月2日

医療法人孝樹会

監事 小塩敦子